

これまでの論点整理について

1 背景

国の施策

2050年カーボンニュートラル

2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現

→ 再エネの主力電源化の徹底（地域との共生を図りながら最大限導入）

県の施策

「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」の見直し

→ 再エネの導入目標引上げ・利用促進

【課題】

再エネ施設が森林に設置される場合に、土砂災害、景観、環境への悪影響等を懸念する県民の声・反対の要望

→ 地域との共生を図りつつ、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す新たな対策が必要

→ 新たな対策の一つとして、新税の導入を検討

2 新税の目的と税導入の必要性

(1) 新税の目的

再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と、平野の未利用地などへの適地誘導を図り、地域と共生する再エネ発電施設の設置を促進すること。

(2) 税導入の必要性

① 政策目的の実現の手段

○ 再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と、平野の未利用地などへの適地誘導（新税の目的）

→ 森林の有する多面的機能：土砂災害防止機能、自然環境保全機能、文化機能

▽

○ 保護すべき権利利益と規制手段（制約）の均衡を考慮し、以下のような対応が考えられる。

・権利利益のうち重大かつ明確なもの

→ 法令等による行為の禁止等の強い制限で対応

・上記以外でも保護すべき合理性が認められるもの

→ 1) 条例での義務付け

2) 税による抑制・誘導

} で複合的に対応

▽

⇒ 再エネ発電事業は十分な収益の確保が一義的な条件であり、条例での義務付けでは抑制・誘導できないものであっても、税により抑制・誘導できる余地は十分にあるのではないか。

② 財源調達の手段

○ 税収の使途

- ・再エネ発電施設の適地誘導に向けた財源
- ・地域の環境保全のための活動基盤の整備等に向けた財源



○ 税収の地域還元による地域との共生・県民の理解促進

=再エネ事業者（再エネ発電事業者及び再エネ発電施設の所有者をいう。以下同じ。）に対して間接的に還元される仕組み



⇒ 税以外の手段については、受益と負担との間に直接的な対応関係が求められるものであるため、今回の使途に鑑みれば、税という手段が適切ではないか。

③ 税の導入により得られる利益と失われる利益の比較検討

○ 税の導入により得られる利益

- ・再エネ発電施設の設置による大規模森林
森林開発の抑制
 - ・再エネ発電施設の適地誘導
- } ⇒ 地域との共生に向けた
枠組みの設定

○ 税の導入により失われる利益

- ・課税区域における再エネ推進とそこで得られるはずの電力
……県民の理解を得ることができない事業については、税の導入にかかわらず、事業実施が困難となっているものもある。



⇒ 再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と再エネ発電施設の適地への誘導が、県民全体の利益につながるものであることからすれば、得られる利益を重視し、税を導入することが適切ではないか。

3 新税の性格と課税客体・納税義務者

(1) 新税の性格

○ 新税の特徴

- ・森林という場所における資産所有に着目した税であること
- ・再エネ発電施設の所有という事実に見出せること 等



⇒ 基本的な性格を財産税と位置付けることが整合的ではないか。

(2) 課税客体・納税義務者

- 課税客体と納税義務者の検討に当たっては、新たな税負担を求める合理的な理由が必要となる。



⇒ 以下の①及び②から、課税客体と納税義務者を次のとおりとする合理的理由があるといえるのではないか。

- ・課税客体：森林の開発区域内に設置した再エネ発電施設
- ・納税義務者：森林の開発区域内に設置した再エネ発電施設の所有者

① 地域との共生に向けた枠組みの設定

- 大規模な森林開発を伴う再エネ発電事業が地域の理解を得ることなく実施されることは、再エネ発電事業全体に対する県民の反対や懸念につながり、今後の再エネ推進を実質的に困難にするおそれがある。



- 税の導入という手法を用いて、地域との共生に向けた枠組み（温対法に基づく促進区域等の適地のゾーニング）を実効性あるものとし、再エネ発電事業の適切なあり方を明確化することができる。



- 上記により、県民の理解が促進されるとともに、再エネ発電事業の円滑な実施が可能となり、全体的な再エネ推進が図られる。



→ 全体的な再エネ推進を図ることは、再エネ事業者の利益につながるものであり、再エネ発電施設に限って新たな税負担を求める合理的な理由の一つになるのではないか。

② 税収の使途として還元される仕組み

- 税収の使途として以下のものを想定しており、多額の財政需要が見込まれる。

使途① 再エネ発電施設の適地誘導に向けた財源

使途② 地域の環境保全のための活動基盤の整備等に向けた財源



使途①→ 適地での事業を行う再エネ事業者全般のために用いられるもの

使途②→ 再エネ事業の実施・継続に不可欠である地域との共生や県民の理解促進のために用いられるもの



→ 間接的ではあるものの、税収が還元される仕組みであることは、再エネ発電施設に限って新たな税負担を求める合理的な理由の一つになるのではないか。

4 課税客体（森林の開発区域内に設置した再エネ発電施設）の範囲

① 森林の開発区域

○ 開発区域とは、開発行為（立木の伐採や、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）が行われた土地で構成される区域をいう。



○ 再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と、再エネ発電施設の適地誘導という新税の目的からすれば、森林の開発面積が小規模である場合は課税対象外とすることが適切と考えられる。



⇒ 森林の開発面積 0.5ha 以下を課税対象外とするのが適切ではないか。
※再エネ施設が群集的に設置されている場合の取扱いは別途検討する。

② 課税対象とする再エネ種別

○ 再エネ 5 種のうち、水力発電施設及び地熱発電施設は適地誘導が不可能と考えられる。



⇒ 太陽光発電施設、風力発電施設及びバイオマス発電施設を課税対象とするのが適切ではないか。

5 課税標準と税率

（1）課税標準

○ 再エネ発電施設の所有という事実に見出す財産税とすると、以下の課税標準が考えられる。

1) 再エネ発電施設の資産価格 2) 再エネ発電施設の発電能力



○ 両者を比較すると、「資産価格」は、個々の取引で異なり得るものであり、減価償却により変動するものであるのに対し、「発電能力」は、発電出力とすれば経年に伴って変動することもなく、より客観的な指標と考えられる。



⇒ 課税標準は、「発電能力」とするのが適切ではないか。《検討中》

(2) 税率

① 基本的な考え方

- 税負担の水準を検討するに当たっては、税の目的を達成するために必要な水準と担税力に対する負担として許容される水準のバランスをとる必要がある。



- 目的達成の観点：再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と、平野の未利用地などへの適地誘導という新税の目的からすれば、可能な限り高い水準であることが求められる。

税負担の観点：担税力を前提に、国税・他の地方税も考慮した上で、著しく過重な負担とならないものであり、かつ、新たな税負担として合理的といえる水準であることが求められる。



- ⇒ 再エネ種別によって収益性が異なるため、再エネ種別ごとに税率を設定することが適当ではないか。また、抑制の効果、納税義務者の負担に加え、財政需要も考慮し、再エネ発電事業の営業利益に対する割合を基準として税率を設定することが適当ではないか。《検討中》

② 再エネ発電事業の特殊性

- 再エネ発電事業の特殊性として「FIT 制度」があり、「FIT 制度」に基づく FIT 価格が収益性に大きな影響を与えるため、「再エネ発電施設の発電能力から読み取れる収益力」と「その発電事業の FIT 価格も考慮した収益力」との間には乖離が生じる。



- ⇒ 太陽光発電施設及び風力発電施設については、FIT 価格の高低による収益性の優劣は維持しつつ、FIT 価格に応じた税率とするのはどうか。具体的には「FIT 価格を考慮した営業利益」に対する税負担割合をほぼ一定とするのはどうか。《検討中》

6 徴収方法

- ⇒ 基本的な性格を財産税と位置付けることから、継続的な課税とすることが適当ではないか（具体的な徴収方法、賦課・申告期日等については別途検討する。）。

7 非課税事項

(1) 促進区域等で実施される事業の発電施設

- 再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と、平野の未利用地などへの

適地誘導（新税の目的）



- 誘導先となる促進区域等の適地の設定に当たっては、住民をはじめとする地域の合意形成が図られていることから、森林を開発して実施されるものであっても、新税の目的に資するものである。



⇒ 既に地域との共生が図られていると考えられる以下の事業については、非課税とすることが適切ではないか。

- 1) 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域で実施される認定事業の発電施設
- 2) 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく促進区域で実施される認定事業の発電施設
- 3) その他上記1及び2に準じる事業（市町村が判断・県が認定）

地域の合意形成が図られており、地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業で、市町村の地球温暖化対策実行計画等に適合する事業 など

（2）経過措置

- 基本的な性格を財産税と位置付けた場合、新税の導入時点で既に稼働済みや着工済みである場合とそうでない場合で、担税力が異なるという事情は想定しがたい。



- 一方で、新税の導入時点で既に稼働済みや着工済みの施設については、
 - ① 税の負担がない前提で事業の収益性を確認した上で、既に施設の導入に着手しており、税負担の予見可能性がないことも踏まえれば、事業者の権利利益には配慮する必要がある。
 - ② 政策目的である適地への誘導の可能性がない。



⇒ 課税の必要性と事業者の権利利益を比較衡量すれば、課税対象から除外することが適切ではないか。